

# 第3 危 険 物

## 1 危険物の規制

消防法上の危険物とは、消防法別表の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するものをいい、その性質により第1類から第6類までの6種類に分類されている。

これらの危険物を政令の別表に掲げる数量（指定数量）以上貯蔵又は取扱いする場合、あるいは数量に関係なく車両等により運搬する場合などには、消防法令による規制がある。

### (1) 危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所

#### ア 施設区分構成

令和4年3月末現在における危険物の施設数は31,247、施設の区分ごとの施設数の推移は3-1表のとおりである。

施設数は、平成15年以降減少し、昨年と比較すると207施設が減少している。

事業所数は、平成13年より減少が続いていたが、平成21年に増加したものの、今年は昨年と比較すると事業所が187減少している。

施設区分ごとの構成で貯蔵所全体に占める割合をみると、地下タンク貯蔵所が約42%と最も多く、次いで移動タンク貯蔵所が約34%となっている。

取扱所では、一般取扱所が約58%と最も多く、次いで給油取扱所が約40%と2施設を併せると約98%を占めている。

3-1表 危険物施設数（完成検査済証交付施設）

（各年3月31日現在）

区分 年	総計	製造所	貯蔵所							
			小計	屋内 貯蔵所	屋外 <small>タンク</small> 貯蔵所	屋内 <small>タンク</small> 貯蔵所	地下 <small>タンク</small> 貯蔵所	簡易 <small>タンク</small> 貯蔵所	移動 <small>タンク</small> 貯蔵所	屋外 貯蔵所
H28	33,029	79	23,136	1,347	2,609	1,147	10,022	52	7,608	351
H29	32,638	78	22,863	1,346	2,593	1,123	9,852	52	7,544	353
H30	32,274	80	22,594	1,341	2,569	1,096	9,691	53	7,515	329
H31	31,584	78	22,094	1,318	2,513	1,064	9,383	50	7,451	315
R02	31,714	64	22,219	1,334	2,512	1,054	9,390	51	7,556	322
R03	31,487	63	22,053	1,331	2,493	1,030	9,290	50	7,534	325
R04	31,247	59	21,926	1,340	2,460	1,008	9,188	51	7,573	306

区分 年	取扱所						事業所 数
	小計	給油 取扱所	販売取扱所		移送 取扱所	一般 取扱所	
			第1種	第2種			
H28	9,814	3,989	42	19	48	5,716	17,315
H29	9,697	3,941	38	19	48	5,651	17,124
H30	9,600	3,898	38	19	48	5,597	16,848
H31	9,412	3,811	38	19	48	5,496	16,336
R02	9,431	3,832	35	19	46	5,499	16,319
R03	9,338	3,797	34	18	46	5,443	16,059
R04	9,262	3,756	35	18	45	5,408	15,872

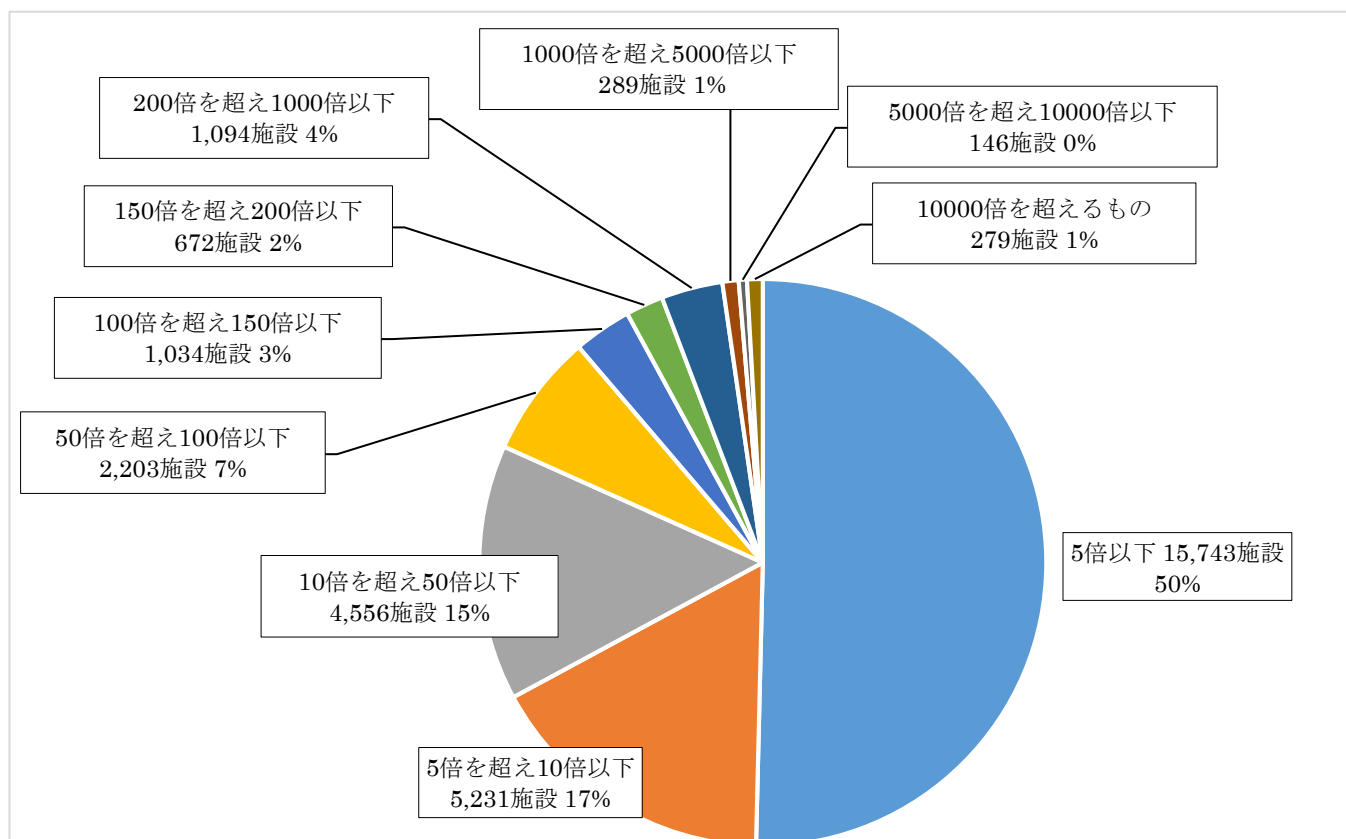
## イ 貯蔵・取り扱い等の規模別構成

令和4年3月末現在の危険物施設を危険物の種類ごとに定められた指定数量の倍数でみた場合の貯蔵・取り扱い等の規模は、3-1図のとおりである。

道内の危険物施設の約50%は指定数量の5倍以下の規模の施設であり、指定数量100倍以下の施設で全体の約89%を占めている。

また、貯蔵・取り扱い等が行われている危険物を消防法別表の類別に分類したものが3-2表であるが、そのほとんどが第4類の危険物となっている。

3-1図 危険物施設の貯蔵・取り扱い等規模



3-2表 危険物の種類別施設数

(令和4年3月31日現在)

施設区分	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類	混在	合計
製造所	0	2	1	47	2	1	6	59
貯蔵所	17	20	19	21,788	5	27	50	21,926
取扱所	7	4	9	9,207	3	6	26	9,262
合計	24	26	29	31,042	10	34	82	31,247

## (2) 移動タンク貯蔵所等の立入検査

危険物の移送や運搬中の災害事故を防止するため、消防機関と警察機関が連携・協力して、毎年11月を中心に路上等における立入検査を実施している。

令和4年度における検査結果は3-3表のとおりであり、移動タンク貯蔵所3,207台、運搬車両29台の3,236台が検査対象となり、そのうち法令違反又は改修等の指摘があった車両は、移動タンク貯蔵所429台、運搬車両0台の合計429台であった。

3-3表 移動タンク貯蔵所等に対する立入検査結果

項目		車両数			
移動 タンク 貯蔵所	貯蔵、取扱の 基準不適合 (法 10 条 3 項)	許可品目以外の貯蔵 (令 24 条 1 号)	0		
		貯蔵、取扱の不備による流出等 (令 24 条 8 号及び令 26 条 1 項 7 号)	5		
		完成検査済証等備え付け義務違反 (令 26 条 1 項 9 号)	42		
		その他の貯蔵、取扱の基準違反(令 24 条~27 条(上記の各項号を除く))	12		
		小計	59		
	設備等の基準 維持義務違反 (法 12 条 1 項)	常置場所に係る基準不適合 (令 15 条 1 項 1 号)		1	
			タンク本体に係る基準不適合 (令 15 条 1 項 2 号、3 号、7 号及び 8 号)	塗料の剥離発錆	32
				変形及び破損	1
		その他		14	
		附属装置に係る基準不適合 (令 15 条 1 項 4 号(防波板を除く。)、5 号及び 6 号)	変形及び破損	3	
			機能不良	6	
			その他	6	
		配管及び弁等に係る基準不適合 (令 15 条 1 項 9~12 号)	変形及び破損	3	
			機能不良	17	
			その他	32	
		電気設備及び接地導線の不良等 (令 15 条 1 項 13 号及び 14 号)		85	
		表示及び標識の未設置等 (令 15 条 1 項 17 号)	未設置及び不足	5	
			その他	58	
		消火器の未設置等 (令 20 条)	未設置及び不足	14	
	その他		55		
	その他の設備等の基準不適合 (令 15 条 1 項 (上記各号を除く。))		89		
	積載式移動タンク貯蔵所の特例基準不適合 (令 15 条 2 項)		0		
	給油タンク車の特例基準不適合 (令 15 条 3 項)		0		
	アルミアルミニウム等の移動タンク貯蔵所の特例基準不適合 (令 15 条 4 項)		0		
	小計		421		
	移送の基準 不適合 (法 16 条の 2)	危険物取扱者無乗車 (法 16 条の 2・1 項)		0	
		運転要員不足 (令 30 条の 2・2 号)		0	
危険物取扱者免状不携帯 (法 16 条の 2・3 項)			7		
その他の移送基準に係る不適合 (令 30 条の 2・1 号及び 3~5 号)			0		
小計			7		
定期点検に係る義務違反 (法 14 条の 3 の 2)		98			
危険物取扱者の保安講習義務違反 (法 13 条の 23)		49			
合計		634			
危険物 運搬車 両	運搬の基準 不適合 (法 16 条)	運搬容器の技術上の基準不適合 (令 28 条)		0	
		積載方法基準不適合 (令 29 条)	収納及び表示不適合 (令 29 条 1 号及び 2 号)		0
			積載不適合 (令 29 条 3 号、4 号及び 7 号)		0
			被覆不適合 (令 29 条 5 号)		0
			混載不適合 (令 29 条 6 号)		0
	小計		0		
	運搬方法基準不適合 (令 30 条)	標識 (令 30 条 1 項 2 号)	未掲示及び不足	0	
			その他	0	
		消火器 (令 30 条 1 項 4 号)	未設置及び不足	0	
			その他	0	
	その他		0		
小計		0			
その他	運転者の事故等発生時の応急措置等に関する認識状況不良		0		
合計			0		

(注) 「法」は消防法、「令」は危険物の規制に関する政令の略である。

1 箇所または 1 台で 2 項目以上に該当する場合は、各々の項目に記載している。

### (3) 危険物施設等の事故発生状況

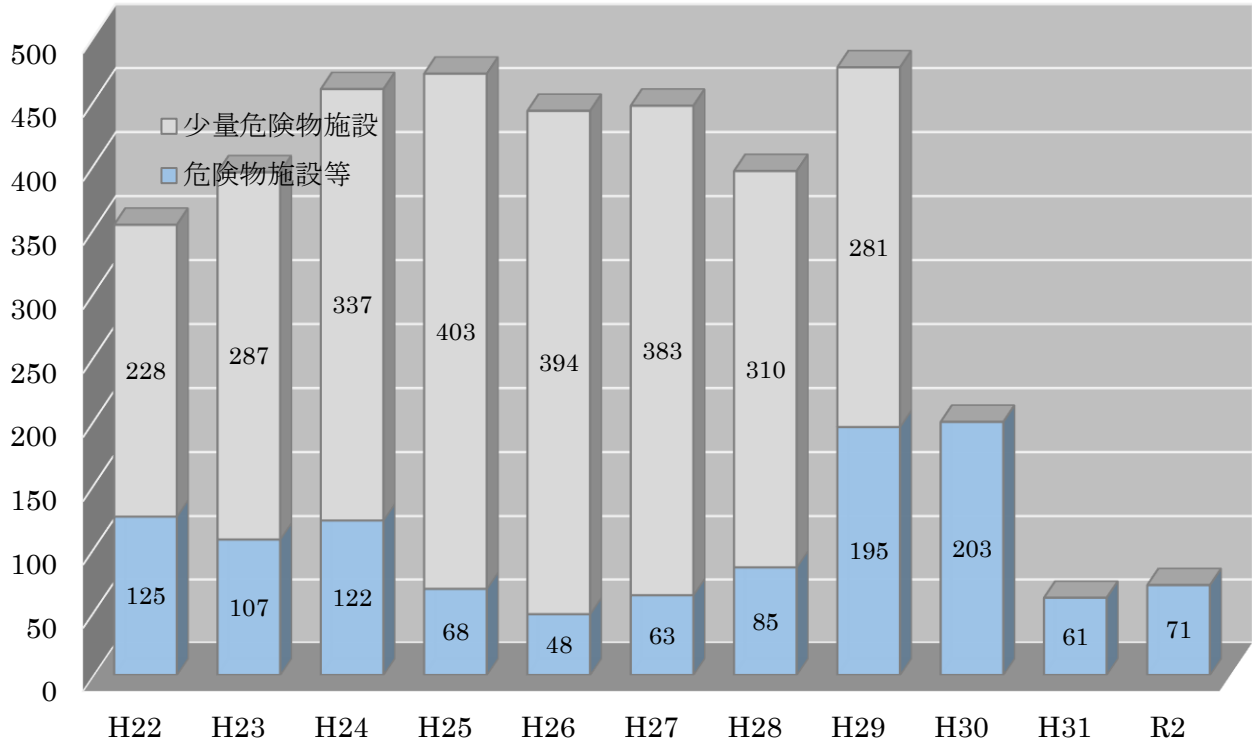
令和3年中の危険物施設等における事故発生状況は3-4表のとおりである。事故種別としては流出が最も多く、施設別では、移動タンク貯蔵所・給油取扱所・一般取扱所における事故が多い。

また、危険物施設に係る事故の件数は3-2図のとおりであり、昨年度から10件増加しており、安全対策への取り組みが求められる。

3-4表 危険物施設等の事故発生状況

	危険物施設														運搬施設	無許可施設	合計
	製造所	貯蔵所							取扱所				その他	小計			
		屋内	屋外タンク	屋内タンク	地下タンク	簡易タンク	移動タンク	屋外	給油	販売	移送	一般					
爆発	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	2
火災	1	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	2	3	9	0	0	9
流出	0	0	4	2	5	0	11	0	10	0	1	11	1	45	1	2	48
破損	0	0	0	0	0	0	2	0	6	0	0	1	0	9	0	0	9
その他	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	3	0	0	3
計	1	0	4	2	6	0	14	0	20	0	1	16	4	68	1	2	71

3-2図 危険物施設等における事故発生件数の推移



※平成30年より、少量危険物施設の統計は廃止

#### (4) 危険物取扱者

危険物の規制に関する政令に定められている危険物施設では、危険物取扱者(危険物取扱者免状の交付を受けている者)以外の者は、甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者が立ち会わなければ危険物を取り扱ってはならないこととなっている。

危険物取扱者免状の種類は、甲種、乙種及び丙種の3種類で、危険物取扱者が取り扱うことができる危険物は、甲種免状の交付を受けている者は第1類から第6類までの全類、乙種免状の交付を受けている者は第1類から第6類までのうち免状に指定されている類の危険物、丙種免状の交付を受けている者は第4類の危険物のうちガソリン、灯油、軽油、第3石油類(重油、潤滑油及び引火点130℃以上のもに限る)、第4石油類及び動植物油類に限られている。

危険物取扱者試験は、都道府県知事に委任され、北海道では昭和34年から昭和59年までの試験を年2回実施してきたが、昭和60年からは財団法人消防試験研究センター北海道支部が北海道にかわり試験を実施している。

令和2年度危険物取扱者試験の開催状況は3-5表、実施結果は3-6表のとおりである。

また、これまでの危険物取扱者試験の実施結果は、3-7表のとおりである。

3-5表 令和3年度危険物取扱者試験開催状況

区分	試験月	試験の種類	受検地
第1回	5月	甲種・乙種(第1類~第6類)・丙種	函館市ほか5ヶ所
		乙種(第1類~第6類)・丙種	小樽市ほか1ヶ所
第2回	6月	甲種・乙種(第1類~第6類)・丙種	札幌市
		乙種(第1類~第6類)・丙種	倶知安町ほか5ヶ所
第3回	7月	甲種・乙種(第1類~第6類)・丙種	函館市ほか5ヶ所
		乙種(第1類~第6類)・丙種	江差町ほか4ヶ所
第4回	9月	甲種・乙種(第1類~第6類)・丙種	札幌市
		乙種(第1類~第6類)・丙種	倶知安町ほか3ヶ所
第5回	10月	甲種・乙種(第1類~第6類)・丙種	旭川市ほか4ヶ所
		乙種(第1類~第6類)・丙種	名寄市ほか5ヶ所
第6回	11月	甲種・乙種(第1類~第6類)・丙種	札幌市ほか1ヶ所
		乙種(第1類~第6類)・丙種	滝川市ほか1ヶ所
第7回	12月	甲種・乙種(第1類~第6類)・丙種	札幌市
第8回	R4年2月	甲種・乙種(第1類~第6類)・丙種	函館市ほか5ヶ所
第9回	3月	乙種(第1類~第6類)・丙種	札幌市

3-6表 令和3年度危険物取扱者試験実施結果

区分 種類	受験申請者数	受験者数(A)	合格者数(B)	合格率 (B)/(A)×100	
甲種	516	434	145	33.4%	
乙種	第1類	380	365	282	77.3%
	第2類	358	342	251	73.4%
	第3類	473	460	336	73.0%
	第4類	10,783	9,692	3,776	39.0%
	第5類	440	423	326	77.1%
	第6類	461	441	346	78.5%
丙種	1,629	1,484	907	61.1%	
計	15,040	13,641	6,369	46.7%	

3-7表 危険物取扱者試験年度別実施結果

区分 年度	受験申請者数	受験者数(A)	合格者数(B)	合格率 (B)/(A)×100
34~22	1,282,673	1,175,775	482,126	41.0%
23	20,980	19,667	9,525	48.4%
24	20,066	18,617	9,364	50.3%
25	21,138	19,579	8,522	43.5%
26	20,111	18,533	7,395	39.9%
27	19,505	17,894	6,963	38.9%
28	18,715	16,966	6,388	37.7%
29	18,253	16,724	7,468	44.7%
30	15,879	14,587	6,968	47.8%
31	13,822	12,641	5,951	47.1%
2	12,839	11,843	5,685	48.0%
3	15,040	13,641	6,369	46.7%
計	1,479,021	1,356,467	562,724	41.5%

(5) 危険物の取扱作業の保安に関する講習

危険物取扱者免状の交付を受けている者のうち、現に危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者は、取扱作業に従事することとなった日から1年以内に、それ以後は3年以内ごとに危険物の取扱作業の保安に関する講習を受講することを義務づけられている。

この講習は、昭和46年の消防法の一部改正により設けられた制度で、北海道では昭和47年度から実施しており、その受講状況は3-8表のとおりである。

また、令和3年度から、対面講習のほか、オンライン講習（受講者が自身のPCやタブレットなどから動画を視聴し受講するもの）を試行的に実施している。

3-8表 令和3年度危険物取扱作業の保安講習受講状況 ※（ ）はオンライン講習

年度	開催地	開催回数(延べ)	受講申請者数	受講者数
47~22			307,436	298,213
23	24 市町	102 回	9,366	9,300
24	24 市町	98 回	9,283	9,241
25	24 市町	93 回	8,724	8,671
26	24 市町	94 回	9,276	9,230
27	23 市町	92 回	9,231	9,175
28	23 市町	92 回	9,121	9,071
29	24 市町	94 回	9,429	9,383
30	24 市町	94 回	9,370	9,321
31	23 市町	92 回	9,130	9,081
2	24 市町	105 回	8,363	8,237
3	24 市町	105 回 (1回)	8,987 (87)	8,917 (87)
計	284 市町	1,163 回	407,716	397,840

2 液化石油ガスの規制に対する消防機関の関与

液化石油ガスの災害事故防止と流通上の問題を解決するとともに、国民生活の安定と消費者保護の観点から、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」が昭和43年3月1日から施行されている。

この法律は、経済産業省の所管であるが、消防機関としても予防規制の段階で、

- (1) 販売事業の許可申請には、消防長又は消防署長の意見書を添えなければならないこと
- (2) 販売施設及び販売方法が保安上の基準に適合していない場合は、都道府県知事等に必要な措置を講ずるよう要請できること
- (3) 販売施設及び販売方法などの保安上の基準に消防機関の意見を反映させること

(4) 都道府県知事等が、販売事業を許可したときは又は各種の届出を受けたときは、消防機関に通報することなど、事故防止のための関与を行うこととされている。

なお、過去5年間の液化石油ガスによる事故発生状況は3-9表のとおりである。

3-9表 液化石油ガス事故発生状況

種類	区分	28			29			31			R2			R3		
		件数	死者	負傷者	件数	死者	負傷者	件数	死者	負傷者	件数	死者	負傷者	件数	死者	負傷者
爆発・火災		11		5	10		4	1			3		6	1		
		1														
流出		32		2	36		2	6			3			1		
計		43		7	46		6	7			6		6	2		

※平成30年は調査未実施

## 第4 石油コンビナート災害対策

近年の産業経済の発展に伴い、危険物災害や特殊災害等の発生の可能性が高まり、特に石油コンビナート地域においては事故発生による社会的影響が大きいことから、昭和50年12月に「石油コンビナート等災害防止法」が制定された。

この法律により、道内で石油コンビナート等特別防災区域に指定されている区域は、釧路、苫小牧、石狩、北斗及び知内の6地区となっている。

令和4年4月1日現在の特別防災区域の現況は5-1表のとおりであり、これらの区域については、災害の発生及び拡大の防止等のための総合的な防災体制の確立が図られている。

4-1表 特別防災区域の現況

(令和4年4月1日現在)

区分 地区	レイアウト	第一種	第二種	総面積 (万 m <sup>2</sup> )	特定事業所 における石 油貯蔵取扱 量 (K <sup>リットル</sup> )	石油タンク数				高圧ガス処理 量 (N m <sup>3</sup> )	高圧 ガス タンク 数
						外部 浮き 蓋	内部 浮き 蓋	その 他	計		
釧路		3	1	37	272,367	0	12	32	44	0	0
苫小牧	3	6	4	1,728	13,312,997	117	58	156	331	116,145,790	23
石狩		1	2	52	233,809	0	6	19	25	1,933,580	3
室蘭	2		5	774	2,101,011	11	26	128	165	3,767,406	26
北斗		2		44	445,889	0	9	36	45	0	0
知内		1		32	224,230	3	0	6	9	0	3
合計	5	13	12	2,667	16,590,303	131	111	377	619	121,846,776	55

### 1 防災体制

#### (1) 防災組織

石油コンビナート等災害防止法に基づき北海道石油コンビナート等防災本部を設置しており、特別防災区域に係る災害の発生防止等のための総合的な施策を推進している。

また、関係振興局、総合振興局においても、特別防災区域の防災対策を推進するための地区連絡会を設置しているほか、災害が発生しその規模が著しく大きく、かつ緊急に統一的な対策を講ずる必要があるときには現地本部を設置し、当該地域における災害対策、災害の情報収集及び関係機関との連絡調整等に当たることとしている。

#### (2) 防災計画

昭和52年に北海道石油コンビナート等防災計画を作成し、その後必要な修正を加えながら石油コンビナート災害に対応している。

なお、平成23年に発生した東日本大震災を契機とし、北海道石油コンビナート等防災計画を見直すに当たり、北海道石油コンビナート等特別防災区域の災害想定を策定するため、平成26年度において「防災アセスメント調査」を実施し、その結果を踏まえて平成28年3月に北海道石油コンビナート等防災計画を改正した。また、北海道における津波浸水想定（北海道日本海側については平成29年2月、北海道太平洋沿岸については令和3年7月に設定）の更新を踏まえ、令和4年度に再調査を実施している。



**(3) 防災資機材**

特別防災区域における防災対策のため、必要な防災資機材等が配備されており、その状況は4-2表及び4-3表のとおりである。

**(4) 総合防災訓練**

北海道石油コンビナート等防災本部は、特別防災区域における災害防止並びに災害発生時の被害の軽減及び円滑な鎮圧活動を図り、防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災意識の普及向上を図るために総合防災訓練を隔年で実施している。

4-2表 防災資機材の状況（特定事業所分）

令和4年4月1日現在

地区	区分	防災要員数	防災要員	大型化学 消防車 (台)	大型高所 放水車 (台)	泡原液 搬送車 (台)	発泡器 (基)	大型化学 高所 放水車 (台)	甲種 普通化学 消防車 (台)	普通 消防車 (台)	小型 消防車 (台)	普通高所 消防車 (台)	乙種 普通化学 消防車 (台)	普通泡 放水砲 (基)
			(1直) (人)											
釧路		48	8											
苫小牧		341	53	4		1					1			
石狩		34	10			1		1			1			
室蘭		182	49	2		2		2		1			1	
北斗		21	10						1					
知内		68	21	1	1	1								

地区	区分	可搬式放水銃等				オイル フェンス (m)	オイル フェンス 展張船 (隻)	油回収船・油回収装置			
		可搬式 放水銃 (基)	可搬式泡放水砲		耐熱服 (着)			空気又は 酸素呼吸器 (個)	油回収船 (隻)	油回収 装置	補助船 (隻)
			三千型 (基)	二千型 (基)							
釧路					5	7	2,200				
苫小牧		25			35	66	7,620		1	2	
石狩		3	1		3	3	1,620	1			
室蘭		12	2		32	60	3,160	1	1	1	
北斗		1			1	1	1,390	1			
知内			1		4	4	2,120	1			

地区	区分	泡消火薬剤（3%）					泡消火薬剤（6%）				
		たん白 (k1)	ふっ化 たん白 (k1)	合成界面活 性剤 (k1)	水成膜 (k1)	水溶性 液体用 (k1)	たん白 (k1)	ふっ化 たん白 (k1)	合成界面活 性剤 (k1)	水成膜 (k1)	水溶性液体 用 (k1)
釧路				33.6							
苫小牧		25.7	42.1	9.4	17.1	12.0			11.9		0.8
石狩					27.0						
室蘭		21.2	42.5	7.6	4.6						
北斗		11.2	20.3								
知内		234.9									

4-3表 防災資機材の状況（自治体分）

令和4年4月1日現在

特別防災区域	機関名	大型化学消防車 (台)			大型高所放水車 (台)			泡原液搬送車 (台)			大型化学高所 放水車 (台)		甲種普通化学 消防車 (台)		普通消防車 (台)		小型消防車 (台)		普通高所放水 車 (台)		乙種普通化学 消防車 (台)		
		基	現有	借	基	現有	借	基	現有	借	現有	借	現有	借	現有	借	現有	借	現有	借	現有	借	
釧路	釧路市消防本部					1										15							2
苫小牧	苫小牧市消防本部	1	1		1	1		1	1							6							8
苫小牧	胆振東部消防組合消防本部	1	1		1	1		1	1							8							
石狩	石狩北部地区消防事務組合消防本部	1	1		1	1		1	1							8							2
室蘭	室蘭市消防本部	1	1		1	1		1	1				1			6							3
北斗	南渡島消防事務組合消防本部	1	1		1	1		1	1							13							2
知内	渡島西部広域事務組合消防本部	1	1		1	1		1	1							11							

※1 「基」欄は消防力の整備指針第11条に基づくものである。

※2 「借」欄は北海道においては貸与、消防本部においては借受を表す。

特別防災区域	機関名	可搬式放水 銃 (基)		泡放水砲 (基)		耐熱服 (着)		空気呼吸器又 は酸素呼吸器 (個)		オイルフェン ス (m)		オイルフェン ス展張船(隻)		油回収船 (隻)		油回収装置		補助船 (隻)		消防艇 (隻)		
		現有	借	現有	借	現有	借	現有	借	現有	借	現有	借	現有	借	現有	借	現有	借	現有	借	
釧路	釧路市消防本部					10		106														
苫小牧	苫小牧市消防本部					30		66		200	520											
苫小牧	胆振東部消防組合消防本部	3				17		25														
石狩	石狩北部地区消防事務組合消防本部	5				8		56		20												
室蘭	室蘭市消防本部	31				29		52														
北斗	南渡島消防事務組合消防本部			3		13		29		320												
知内	渡島西部広域事務組合消防本部	1				13		71														

特別防災区域	機関名	泡消火薬剤 (3%)										泡消火薬剤 (6%)									
		たん白 (k1)		ふっ化たん白 (k1)		合成界面活性剤 (k1)		水成膜 (k1)		水溶性液体用 (k1)		たん白 (k1)		ふっ化たん白 (k1)		合成界面活性剤 (k1)		水成膜 (k1)		水溶性液体用 (k1)	
		現有	借	現有	借	現有	借	現有	借	現有	借	現有	借	現有	借	現有	借	現有	借	現有	借
釧路	釧路市消防本部	0.3				30.0	17.1														
苫小牧	苫小牧市消防本部			0.3	117.3	22.9		125.0						50.0							
苫小牧	胆振東部消防組合消防本部							67.0													
石狩	石狩北部地区消防事務組合消防本部			0.2		3.9		5.5													
室蘭	室蘭市消防本部			18.0		43.7	21.8														
北斗	南渡島消防事務組合消防本部			11.2		6.6	19.0														
知内	渡島西部広域事務組合消防本部						21.5														

## 第5 救急救助業務

救急業務とは、消防法第2条により、災害により生じた事故若しくは屋外若しくは公衆の出入する場所において生じた事故のほか、屋内において生じた事故または生命に危険を及ぼし、若しくは著しく悪化する恐れがあると認められる症状を示す疾病による傷病者のうち、緊急に搬送する必要があるものを、救急隊によって医療機関その他の場所に搬送することと規定されている。近年、救急隊員による搬送途上における応急処置、いわゆる『プレホスピタル・ケア』の充実が求められてきており、道では、平成14年度に北海道救急業務高度化推進協議会と道内6ヶ所の地域MC協議会を設置し、消防機関と医療機関との円滑な連携のもと、医学的観点から応急処置に関する質を保証し、道民の救命率の向上を図るため、『メディカルコントロール体制の充実』に向けた取組を展開している。

救助業務とは、火災、災害、事故等により、住民または滞在者の生命、身体に危険が及んでいるものを、消防機関が人力、機械力、器具等を用いて安全な場所に救出することをいい、救助隊の編成等については、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」（昭和61年自治省令第22号）に規定されている。近年、救急救助業務は住民活動と深く結びつき、住民の救急救助業務に対する期待も大きく、その重要性は年々増大してきている。

### 1 救急業務の実施状況

#### (1) 救急業務の実施状況

令和4年4月1日現在で、本道においては、58消防本部すべてで救急業務が実施されている。

#### (2) 救 急 隊

救急業務は救急隊によって実施され、救急隊は救急自動車1台について3人以上をもって編成することとされている。

令和4年4月1日現在の救急隊員数は5,720人で前年に比べ88人増加している。救急隊員のうち専任救急隊員は820人、他の業務と兼任で救急業務を行っている隊員は4,900人となっている。

傷病者の救命率の一層の向上を図るため、平成3年8月に「救急隊員の行う応急処置等の基準」の一部が改正され、135時間の教育（救急Ⅰ課程）を修了した救急隊員が新たに115時間の教育（救急Ⅱ課程）を受けることにより、医療機器を用いた観察や救命率を高めるための各種の応急処置ができることとなり、さらに救急救命士法が施行され、救急救命士の資格を有する救急隊員については、除細動、輸液等の救急救命処置ができることとなった。

また、救急救命士の処置範囲の拡大により、平成15年4月から医師の包括的指示下での除細動、平成16年7月から医師の具体的指示下での気管挿管が実施され、平成18年4月からは医師の具体的指示下での薬剤投与が実施されている。併せて、平成16年7月に非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用が認められたことを受け、救急隊員、一般消防職員による自動体外式除細動器（AED）の使用に係る実施体制が整備されている。

このような状況の中、北海道消防学校では、道内の消防職員に対し、平成16年4月から気管挿管講習、平成18年11月から薬剤投与講習、平成24年11月からビデオ硬性挿管用喉頭鏡気管挿管講習、平成26年6月から心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与の実施に係る講習を実施しており、本道における救命率の向上を図るため救急隊員の養成に努めている。

#### (3) 救急自動車

令和4年4月1日現在の救急自動車数は429台で、稼働車332台（予備車97台）となっている。

救急自動車は、救急業務実施基準によりその構造、設備、積載する救急資機材等について一定の基準が設けられている。救急隊員が行う応急処置の範囲が拡大されたことに伴い、救急自動車も応急処置スペース、耐振動性に配慮した高規格救急自動車が開発され、道内でも412台が配置されている。

#### (4) 医療機関

救急告示医療機関及びその他の医療機関の状況は6-2表のとおりであり、令和4年4月1日現在で278箇所の病院及び診療所が告示されている。

#### (5) 救急活動の状況

令和3年中の救急出動件数は260,844件で、前年に比べて19,228件の増加となっている。

事故種別では急病が168,148件で全体の半数以上を占めており、次いで一般負傷の37,381件となっている。(6-3表、6-3図)。

令和3年中の救急出動件数を救急事故の入電から現場に到着するまでに要した時間別に示したものが6-4図である。

最も多いのは5分以上10分未満の164,504件で全体の63.1%となっており、次いで10分以上20分未満の70,125件となっている。(道内平均…8.6分)

令和3年中の救急搬送人員は231,281人で、前年に比べて15,537人の増加となっている。事故種別では急病が149,843人で全体の約半数以上を占めており、次いで一般負傷の34,39人となっている(6-4表、6-5図)。

令和3年中の救急搬送人員を傷病程度別に見ると、中等症が106,333人と最も多く全体の46.0%を占めており、次いで軽症の98,055人となっている(6-6図)。

令和3年中の救急搬送人員を救急事故の入電から医療機関に収容するまでに要した時間別に示したものが6-7図である。

最も多いのが30分以上60分未満の144,787人で全体の62.6%となっており、次いで20分以上30分未満の50,517人となっている。(道内平均…41.9分)

何らかの理由により、第1次搬送医療機関等で収容できなかったため、他の医療機関等に搬送した転送の状況は6-5表のとおりである。

また、転送された理由は6-8図のとおりである。

注) 1件の事故で2名以上転送した場合は、搬送人員ごとにその転送理由を記載している。したがって、1件の事故で2名を転送した場合は、その理由が同じであっても、転送件数(理由)は2件となっている。

令和3年中の救急搬送人員のうち応急処置の対象となった救急患者は230,086人であり、実施した応急処置の内容は6-9図のとおりである。

実施件数は全体で934,859件で、このうち血中酸素飽和度の測定が最も多く222,850件で、次いで血圧測定が212,624件となっている。

## 2 救助業務の実施状況

### (1) 救助隊及び救助隊員

令和4年4月1日現在で救助隊を有する消防本部は48本部で、救助隊数は85隊となっている。救助隊員は1,576人で、このうち専ら救助業務に従事する専任救助隊員は388人、兼任救助隊員は1,188人で専任率は24.6%となっている。

### (2) 救助活動に使用する車輛

救助活動に使用している車輛で最も多いのは救助工作車の58台で全体の44.2%を占め、次いで水槽付ポンプ車の39台となっている。

### (3) 救助活動の状況

令和3年中の救助出動件数は4,126件で前年に比べ544件増加しており、事故種別では建物等による事故が1,384件で最も多く全体の33.5%を占めている。救助活動件数は2,520件で前年に比べ344件増加しており、事故種別では建物等による事故の1,033件が全体の40.9%を占めている。また、令和3年中の救助活動による救助人員は1,825人で前年に比べ108人減少しており、事故種別では交通事故での救助人員が726人で最も多く全体の39.7%を占めている。

6-1表 資格別救急隊員 (令和4年4月1日現在)

区分	合計	救急救命士 資格者	救急標準課 程修了者	救急Ⅱ課程 修了者	救急Ⅰ課程 修了者
専任	820	630	179	11	0
兼任(A)	3,800	1,967	1,593	234	6
兼任(B)	1,100	175	872	52	1
兼任計	4,900	2,142	2,465	286	7
合計	5,720	2,772	2,644	297	7

兼任(A)：救急隊員としての辞令の交付は受けているが、ポンプ自動車等他の消防用自動車と乗換運用している者（兼任辞令）  
兼任(B)：専任及び兼任(A)が休日等の時、代替として救急業務に従事する者

6-2表 医療機関 (令和4年4月1日現在)

救急医療機関					その他の医療機関					合計		
国立	公立	公的	私的		国立	公立	公的	私的				
			病院	診療所				病院	診療所			
13	83	36	131	15	278	12	135	18	292	2,777	3,234	3,512

6-3表 救急出動件数の推移 (各年1月1日から12月31日)

合計	24	25	26	27	28	29	30	31(R元)	R2	R3	
	合計	234,268	238,115	241,214	240,693	248,143	253,148	263,739	269,210	241,616	260,844
事故種別	火災	1,205	1,111	1,121	1,121	1,131	1,111	1,144	1,232	1,090	1,113
	自然災害	27	49	14	36	50	32	229	16	18	26
	水難事故	233	219	252	208	189	220	214	172	204	173
	交通事故	14,148	13,945	13,560	13,035	12,640	12,609	12,095	11,815	9,840	10,049
	労働災害	2,198	2,335	2,386	2,241	2,469	2,570	2,577	2,599	2,411	2,595
	運動競技	1,347	1,190	1,386	1,332	1,248	1,267	1,349	1,276	617	742
	一般負傷	31,822	32,445	33,955	33,631	35,354	37,042	37,829	38,197	35,375	37,381
	加害	1,015	1,028	1,002	933	963	886	885	833	729	678
	自損行為	3,598	3,338	3,121	2,946	2,804	2,590	2,736	2,826	2,854	2,895
	急病	144,563	147,955	149,543	150,949	156,436	159,085	168,007	172,825	154,000	168,148
	その他	34,112	34,500	34,874	34,261	34,859	35,736	36,674	37,419	34,478	8,761

6-4表 救急搬送人員の推移 (各年1月1日から12月31日)

合計	24	25	26	27	28	29	30	31(R元)	R2	R3	
	合計	213,012	215,317	217,618	217,516	224,029	229,085	239,012	242,714	215,744	231,281
事故種別	火災	284	280	215	287	244	242	283	255	242	213
	自然災害	20	34	10	26	30	25	184	9	8	16
	水難事故	105	88	102	63	72	96	73	64	75	72
	交通事故	14,596	14,170	13,718	13,031	12,543	12,397	11,713	11,418	9,161	9,243
	労働災害	2,133	2,296	2,321	2,193	2,411	2,500	2,573	2,531	2,365	2,525
	運動競技	1,341	1,169	1,367	1,313	1,227	1,258	1,349	1,246	623	722
	一般負傷	29,740	30,148	31,500	31,118	32,771	34,229	35,077	35,242	32,537	34,393
	加害	828	817	758	703	728	665	685	624	549	493
	自損行為	2,574	2,328	2,230	2,074	1,970	1,810	1,894	1,976	2,019	2,018
	急病	133,349	135,563	136,870	138,387	142,909	145,540	153,732	157,593	138,470	149,843
	その他	28,042	28,424	28,527	28,321	29,124	30,323	31,449	31,756	29,695	31,743

6-5表 事故種別転送回数別救急搬送人員 (令和3年中)

急病	転送なし (A)	転送あり					小計 (B)	計 (C) (A)+(B)	転送率 B/C× 100
		1回	2回	3回	4回	5回以上			
急病	149,197	644	2	0	0	0	646	149,843	0.4%
交通事故	9,197	46	0	0	0	0	46	9,243	0.5%
一般負傷	34,189	204	0	0	0	0	204	34,393	0.6%
その他	37,715	87	0	0	0	0	87	37,802	0.2%
計	230,298	981	2	0	0	0	983	231,281	0.4%

6-6表 救助隊数及び救助隊員数 (令和4年4月1日現在)

区 分	救助隊数			救助隊員数		
	計	専任	兼任	計	専任	兼任
自治省令第3条の規定による救助隊	85	22	63	1,576	388	1,188
うち自治省令第4条の規定による救助隊	22	18	4	407	323	84

6-7表 救助活動に使用する車輛保有状況 (令和4年4月1日現在)

使用車輛	救助工作車	はしご車	屈折はしご車	ポンプ車	水槽付ポンプ車	化学車	その他	計
車輛台数	58	11	6	5	39	3	9	131
(占有率%)	44.3%	8.4%	2.2%	3.8%	29.8%	2.3%	6.9%	100%

6-8表 事故種別救助活動状況 (令和3年中)

区 分	火災 (建物)	火災 (建物以外)	交通事故	水難事故	風水害等 自然災害	機械に よる事故	建物等に よる事故	ガス及び 酸欠事故	破裂事故	その他の 事故	計
救助出動件数	112	10	930	161	32	78	1,384	20	0	1,399	4,126
(構成比%)	2.7%	0.2%	22.5%	3.9%	0.8%	1.9%	33.5%	0.5%	0.0%	33.9%	100%
救助活動件数	112	10	528	129	11	47	1,033	11	0	639	2,520
(構成比%)	4.4%	0.4%	21.0%	5.1%	0.4%	1.9%	41.0%	0.4%	0.0%	25.4%	100%
救助人員	48	1	726	122	8	40	454	10	0	416	1,825
(構成比%)	2.6%	0.1%	39.8%	6.7%	0.4%	2.2%	24.9%	0.5%	0.0%	22.8%	100%

6-9表 救助出動件数、救助活動件数及び救助人員の推移 (各年1月1日から12月31日)

区 分	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3
救助出動件数	3,479	3,641	3,658	3,527	3,728	3,601	3,786	3,982	3,582	4,126
救助活動件数	1,978	1,977	1,993	1,919	2,135	2,040	2,250	2,350	2,176	2,520
救助人員	2,417	2,277	2,132	2,179	2,485	1,990	2,258	1,979	1,993	1,825

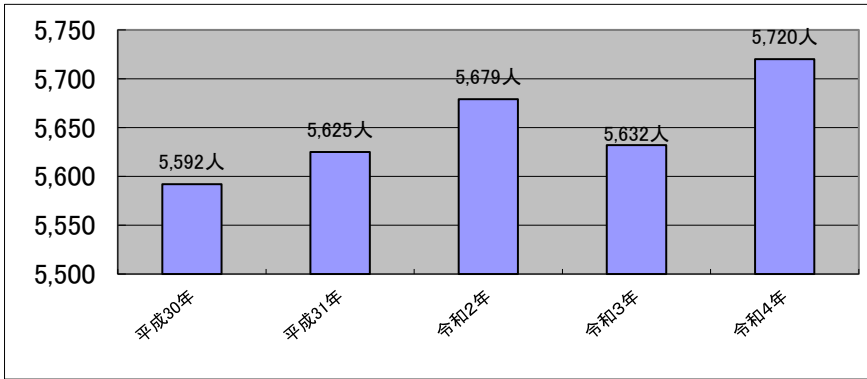
6-10表 事故種別発生場所別救助人員 (令和3年中)

事故種別 発生場所		火災		交通事故	水難事故	風水害等 自然災害	機械による 事故	建物等 による事故	ガス及び 酸欠事故	破裂事故	その他の 事故	計
		建物	建物以外									
屋 内	住居	45	0	1	0	0	3	412	2	0	128	591
	その他の屋内	0	0	3	0	0	12	22	1	0	23	61
屋 外	道	0	0	35	0	0	0	0	0	0	0	35
	高速自動車国道	0	0	636	7	2	3	0	0	0	8	656
	水	0	0	3	43	0	0	0	0	0	6	52
	内水面	0	0	12	69	0	1	10	0	0	2	94
	外水面	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	山岳	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	74
その他の屋外	3	1	31	1	6	21	10	6	0	170	249	
地下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	4	2	0	0	0	0	1	0	5	12
計	48	1	726	122	8	40	454	10	0	416	1,825	

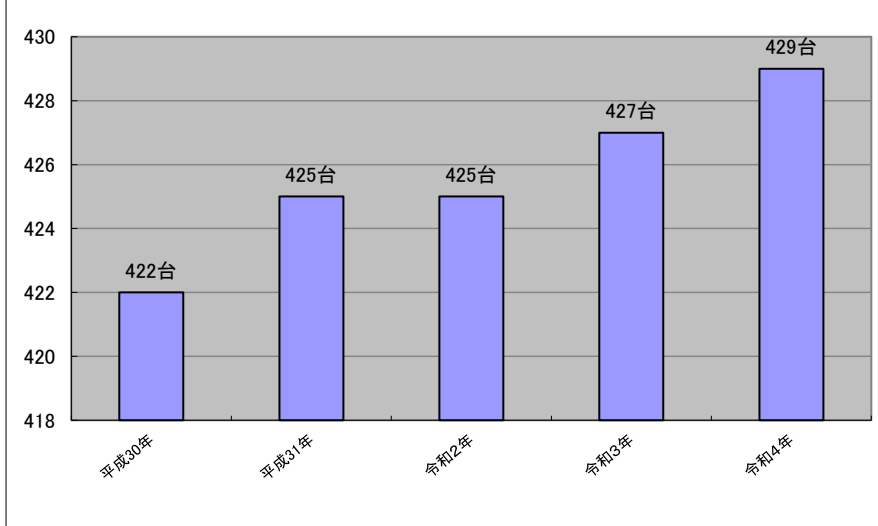
6-11表 事故種別救助活動人員 (令和3年中)

区 分	火災 (建物)	火災 (建物以外)	交通事故	水難事故	風水害等 自然災害	機械に よる事故	建物等に よる事故	ガス及び 酸欠事故	破裂事故	その他の 事故	計
専任救助隊員	359	19	497	348	11	72	2,603	21	0	947	4,239
兼任救助隊員	46	18	850	239	30	80	556	2	0	613	2,347
消防隊員	1,082	63	1,773	957	28	132	2,329	28	0	2,784	7,838
救急隊員	123	21	1,599	308	10	100	853	27	0	894	3,670
消防団員	42	14	0	2	0	0	10	0	0	152	173
計	1,652	135	4,719	1,854	79	384	6,351	78	0	5,390	20,642

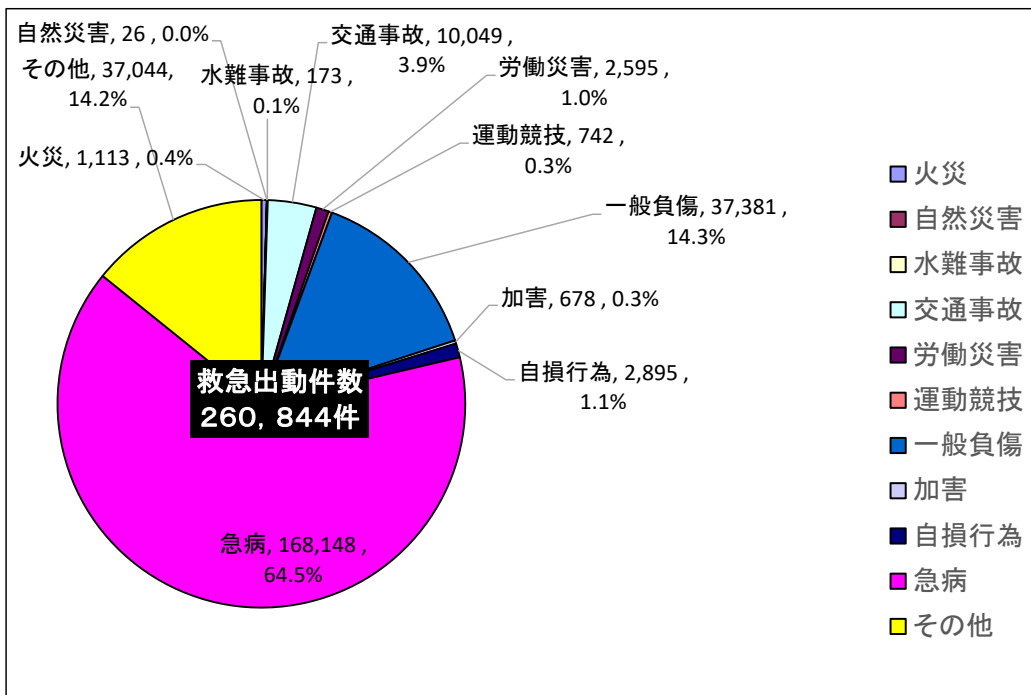
6-1図 救急隊員の推移 (各年4月1日現在)



6-2図 救急自動車台数の推移 (各年4月1日現在)

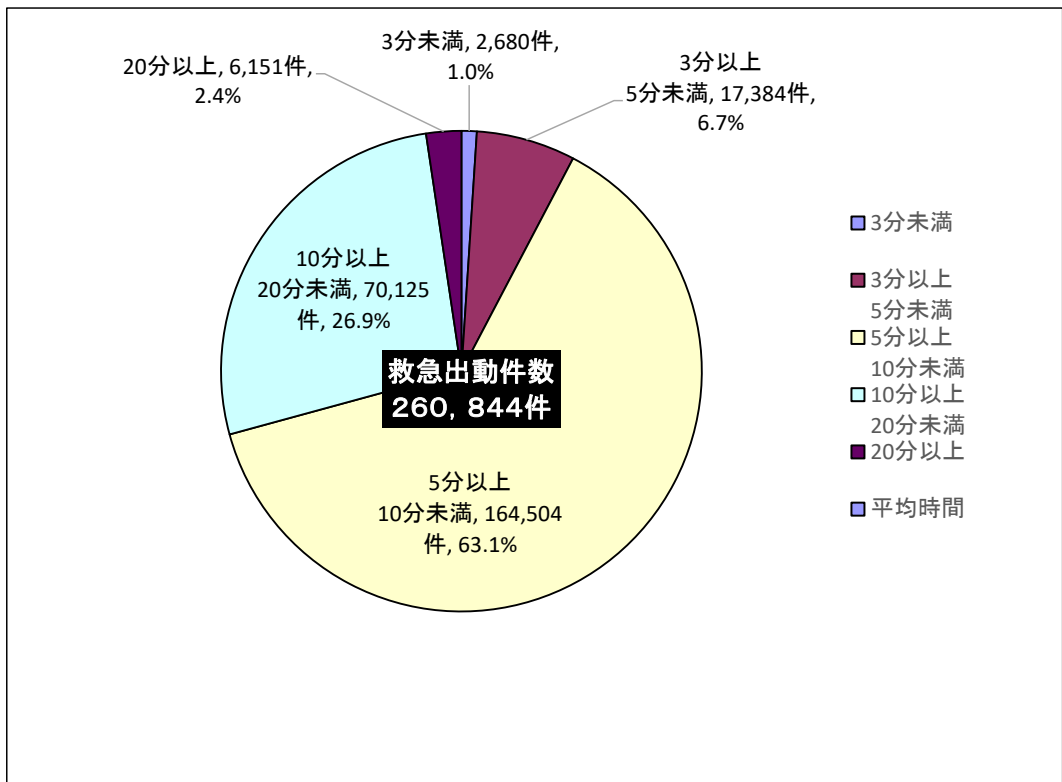


6-3図 事故種別救急出動件数 (令和3年中)

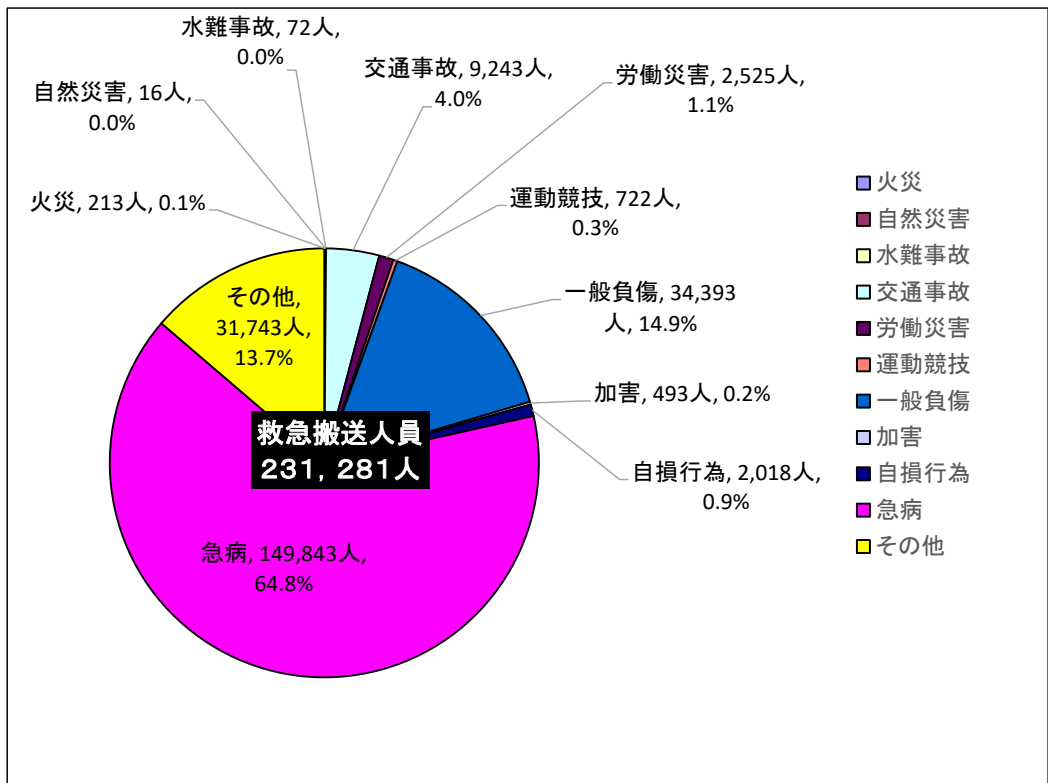




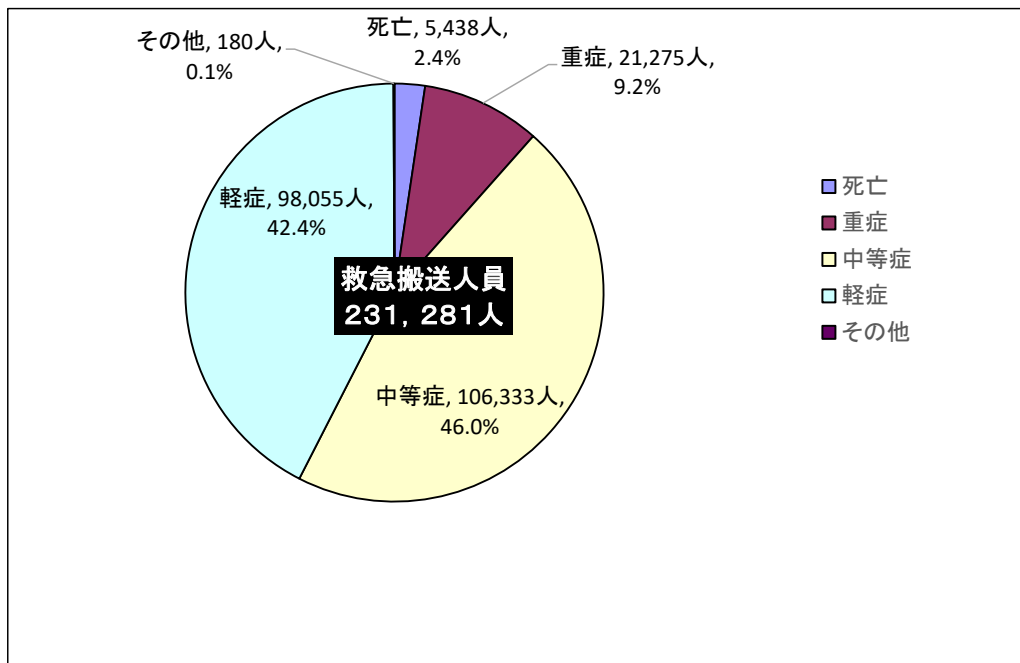
6-4 図 現場到着所要時間別救急出動件数（令和3年中）



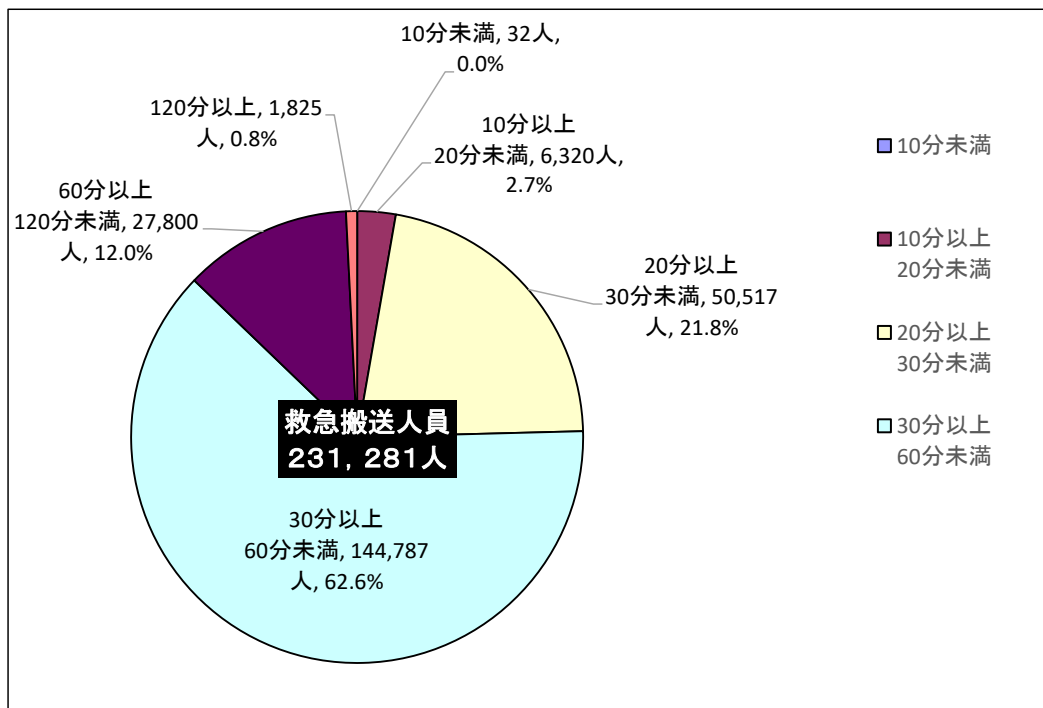
6-5 図 事故種別救急搬送人員（令和3年中）



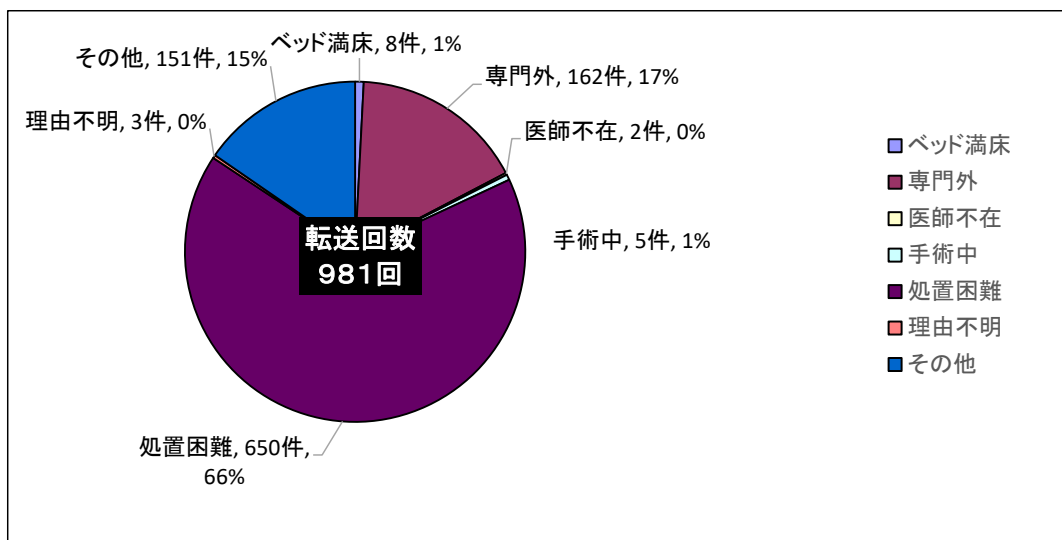
6-6 図 傷病程度別救急搬送人員（令和3年中）



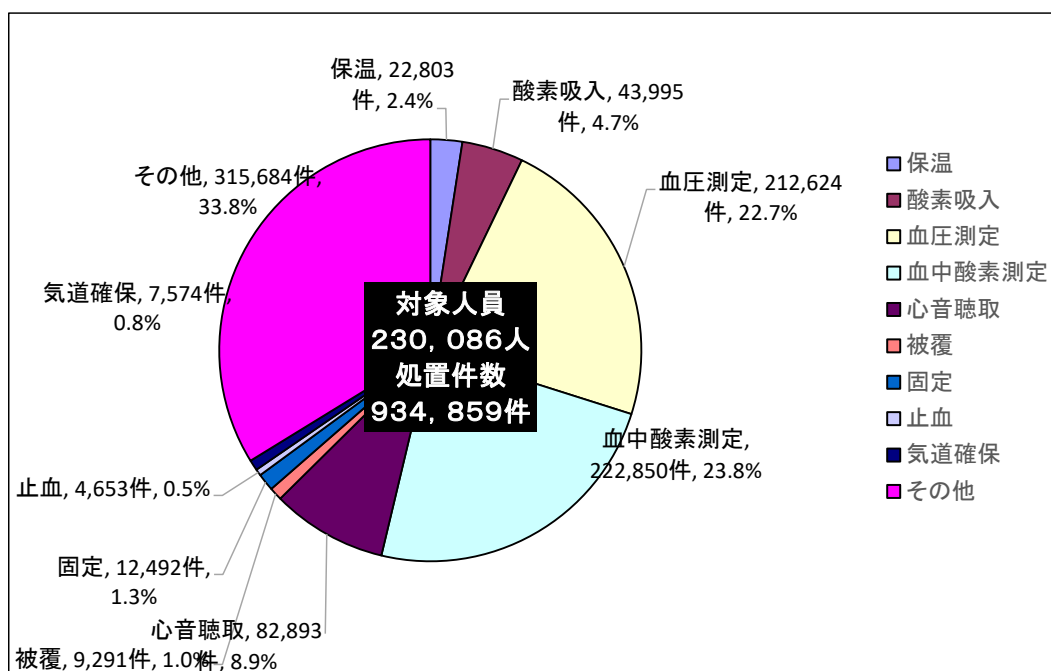
6-7 図 収容所要時間別救急搬送人員（令和3年中）



6-8 図 転送理由（令和3年中）



6-9 図 救急隊員の行った応急処置件数（令和3年中）



## 第6 消防力の現況

昭和23年3月消防組織法により自治体消防が発足して以来、市町村のたゆまぬ努力により、消防体制は強化され、今日に至っている。しかし、この間における道民生活をとりまく社会環境の変化、とりわけ人口集中に伴う土地利用の高度化等によって災害発生要因は複雑多様化しており、このような事態に対処していくためには、各種施設の安全性の確保を図り適切な予算措置を講ずるとともに、消防施設及び人員の一層の充実を図る必要がある。

### 1 消防機関及び人員

#### (1) 消防機関

本道には58の消防本部があり、うち単独の消防本部が22(17市5町)、一部事務組合方式が36組合(18市121町15村)となっている。また、消防署は132、消防出張所は236設置されている。

非常備の消防機関である消防団は206団あり、分団は1,056分団となっている。  
なお、過去20年間における消防機関の推移は7-1図のとおりである。

#### (2) 人員

令和4年4月1日現在における消防職員は9,236人(うち消防吏員9,189人)、消防団員数は23,551人で、前年より消防職員は25人減(約0.27%減)、消防団員は421人減(約1.8%減)となっている。

過去20年間の消防職員及び団員の数の推移は7-1図のとおりである。

消防職員の数、20年前の平成14年に比べ約0.9%減、10年前の平成24年に比べ約1.0%増となっている。

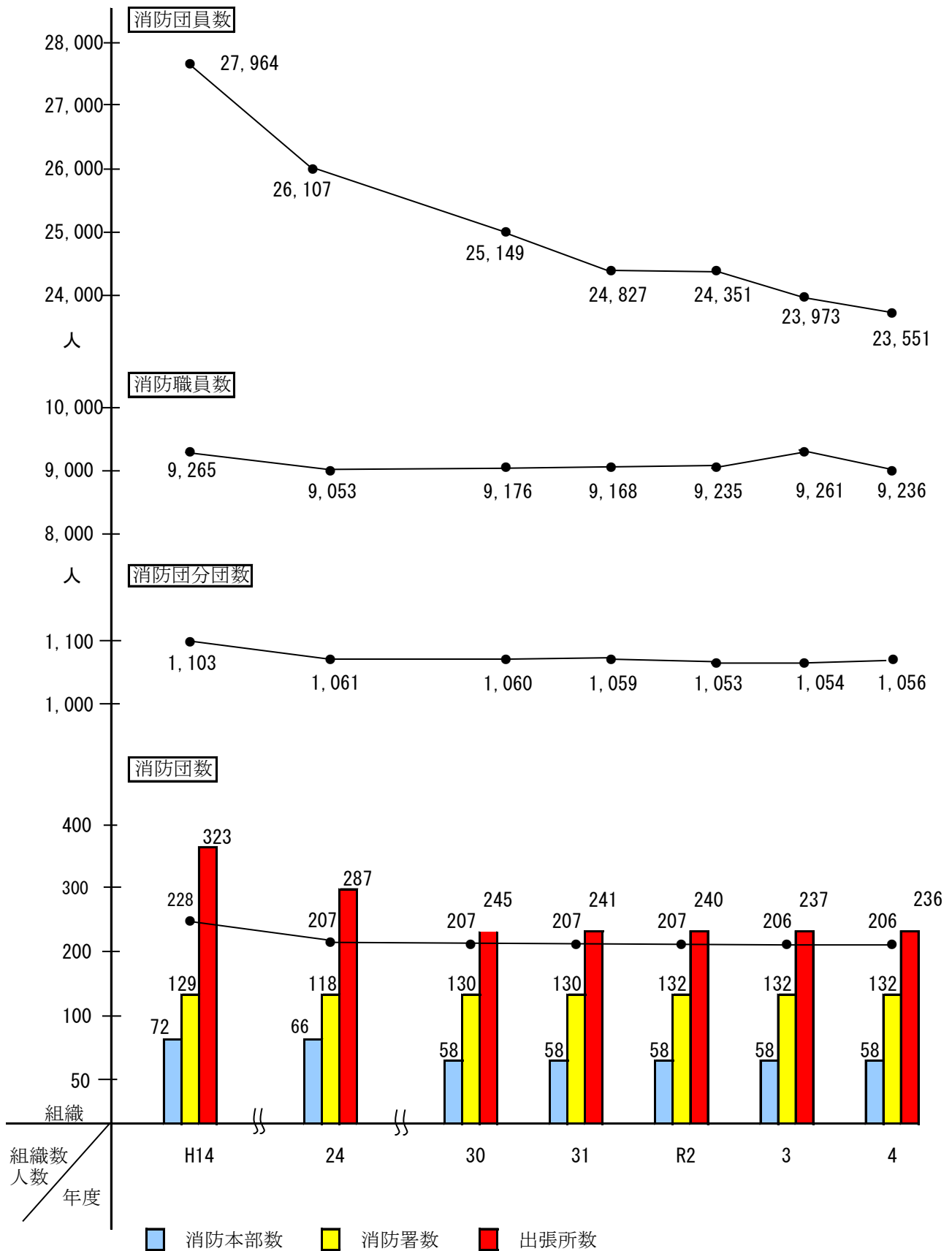
消防団員数は年々減少を続け、20年前の平成13年に比べ約18.7%減、10年前の平成24年に比べ約10.8%減となっている。

消防吏員及び消防団員の年齢別構成は7-1表、7-2表のとおりであり、消防吏員では20歳から29歳が最も多く全体の27.1%を占め最も多く、平均年齢は38歳である。

消防団員は、50歳以上が最も多く全体の37.3%を占め、ついで40歳から49歳が32.1%を占めている。平均年齢は45歳である。

7-1図 消防機関と人員の推移

(各年4月1日現在)



7-1表 消防吏員の年齢構成

(令和4年4月1日現在)

年 齢	～19	20～29	30～39	40～49	50～	合計	平均
人 数	167	2,493	2,418	2,350	1,761	9,189	38.2

7-2表 消防団員の年齢構成

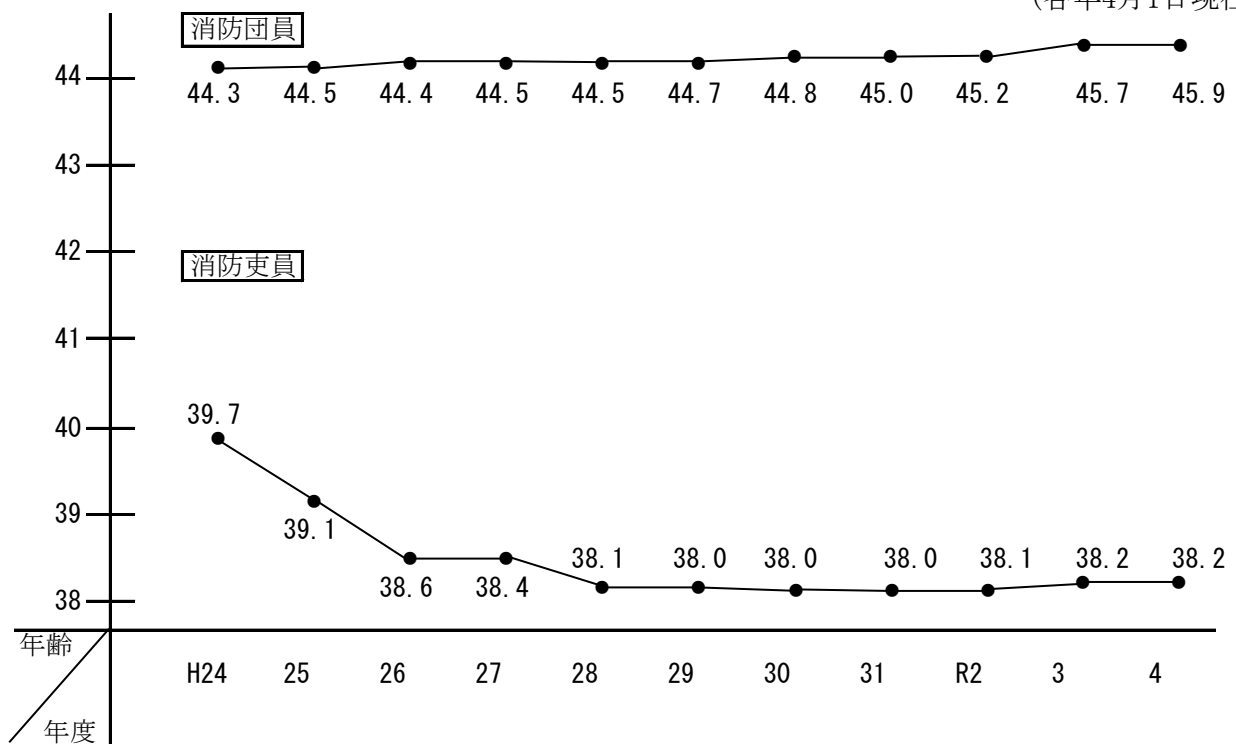
(令和4年4月1日現在)

年 齢	～19	20～29	30～39	40～49	50～	合計	平均
人 数	75	1,949	5,160	7,578	8,789	23,551	45.7

平均年齢の推移は7-2図のとおりであり、消防吏員の平均年齢は、低下減少にあるが、消防団員の平均年齢はほぼ横ばいであり、10年前に比べ消防吏員が2歳低くなっており、消防団員が1歳高くなっている。

7-2図 消防職団員の平均年齢の推移

(各年4月1日現在)



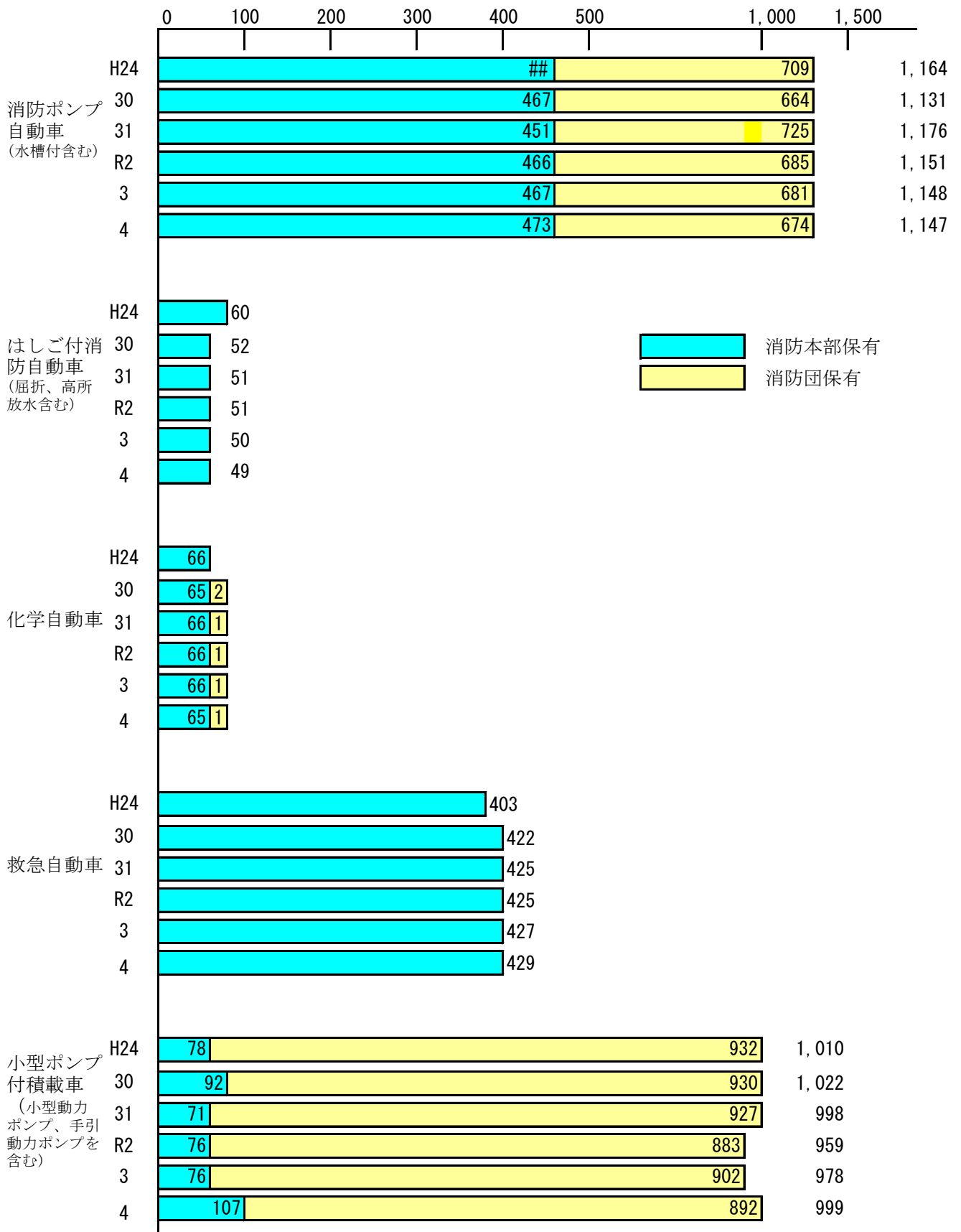
## 2 消防施設の現況

### (1) 消防機械

消防機械の保有状況の推移は7-3図のとおりである。

7-3図 消防機械の保有数の推移

(各年4月1日現在)



## (2) 消防水利

消防水利は、火災鎮圧のため消防機械とともに必要不可欠なものである。消防水利には、消火栓、防火水槽、井戸等の人工水利と河川、池、沼、海水等の自然水利がある。全道の人工水利の現有数は、令和4年4月1日現在で7-3表のとおりであり、消火栓が全体の82.0%を占めており、年々増加の傾向にある。

7-3表 人工水利の現有数

(各年4月1日現在)

年度	計	消火栓			防火水槽			井戸		
		小計	公設	私設	小計	公設	私設	小計	公設	私設
H30	68,275	56,010	52,718	3,292	12,139	11,002	1,137	126	115	11
31	68,627	56,299	53,018	3,281	12,191	11,133	1,058	137	126	11
R2	68,950	56,556	53,371	3,185	12,263	11,188	1,075	131	119	12
3	69,029	56,628	53,455	3,173	12,270	11,193	1,077	131	119	12
4	69,311	56,646	53,475	3,171	12,501	11,321	1,180	164	129	35

## (3) 火災通報施設

火災をはじめ、その他災害の被害を最小限に食い止めるためには、消防機関が早期に覚知し、出動することが最も重要である。このための施設には、消防機関の通信施設や一般に使用される火災報知機、火災報知専用電話等があり、特に火災報知専用電話(119番)は住民の認識度も高く、火災、救急その他災害予防に大きな役割を果たしている。

### ア 火災報知専用電話(119番通報)

火災報知専用電話は、加入電話又は公衆電話によって消防機関に火災、救急、その他の災害の発生等を通報するもので、令和4年4月1日現在、1,040回線が設置されている。

### イ 消防無線電話

消防無線電話は、火災、その他の災害において、災害現場からの情報の収集及び災害現場の各消防隊に対しての具体的な対策の指示等を容易にするほか、事故等による負傷者の症状等について搬送途中の救急車と連絡を取り、病院へ連絡するなど有効に活用されている。消防無線電話の現有数は、令和4年4月1日現在、固定局及び基地局等は899局、移動局は8,150局となっている。

### ウ 消防電話

消防電話は、消防本部、署等の消防機関を結ぶ消防専用の電話で、340回線設置されており、火災通報をはじめ各種災害の情報連絡等に大きな役割を果たしている。

## 3 消防の広域化

近年の災害や事故の多様化・大規模化や住民ニーズの多様化等、消防を取巻く環境の変化に的確に対応するため、消防一部事務組合の設立や消防業務の委託など、広域化による消防力の充実強化を促進してきた。

### (1) 消防一部事務組合

地方自治法に基づく消防一部事務組合は、18市121町15村をもって36組合が設立され、その設置状況は、7-4表のとおりである。

7-4表 消防事務に係る一部事務組合設置状況

(令和4年4月1日現在)

振興局名	組合の名称	設立年月日	消防本部所在地	構成する地方公共団体
空知	滝川地区広域消防事務組合	S47.3.28	滝川市	滝川市、芦別市、赤平市、新十津川町、雨竜町   5市町
	岩見沢地区消防事務組合	S47.4.1	岩見沢市	岩見沢市、月形町   2市町
	深川地区消防組合	S47.4.1	深川市	深川市、妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町   5市町
	砂川地区広域消防組合	S47.4.1	砂川市	砂川市、奈井江町、上砂川町、浦臼町   4市町
	南空知消防組合	S47.4.1	栗山町	南幌町、由仁町、長沼町、栗山町   4町
石狩	石狩北部地区消防事務組合	S46.4.1	石狩市	石狩市、当別町、新篠津村   3市町村



振興局名	組合の名称	設立年月日	消防本部所在地	構成する地方公共団体	
後志	羊蹄山ろく消防組合	S48. 4. 1	倶知安町	蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町	7 町村
	岩内・寿都地方消防組合	S49. 4. 1	岩内町	島牧村、寿都町、黒松内町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村	7 町村
	北後志消防組合	S49. 4. 1	余市町	積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村	5 町村
胆振	西胆振行政事務組合	S45. 7. 1	伊達市	伊達市、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町	4 市町
	胆振東部消防組合	S46. 7. 1	厚真町	厚真町、安平町、むかわ町	3 町
日高	日高東部消防組合	S46. 4. 1	浦河町	浦河町、様似町、えりも町	3 町
	日高中部消防組合	S46. 6. 1	新ひだか町	新冠町、新ひだか町	2 町
	日高西部消防組合	S48. 4. 1	日高町	日高町、平取町	2 町
渡島	渡島西部広域事務組合	S57. 4. 1	福島町	松前町、福島町、知内町、木古内町	4 町
	南渡島消防事務組合	S47. 12. 18	北斗市	北斗市、七飯町、鹿部町	3 市町
檜山	檜山広域行政組合	S49. 4. 1	江差町	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町	7 町
上川	上川北部消防事務組合	S46. 10. 1	名寄市	名寄市、下川町、美深町、音威子府村、中川町	5 市町村
	士別地方消防事務組合	S47. 4. 1	士別市	士別市、和寒町、剣淵町、幌加内町	4 市町
	大雪消防組合	S48. 4. 1	美瑛町	東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、東川町、美瑛町	6 町
	富良野広域連合	H21. 4. 1	富良野市	富良野市、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村	5 市町村
留萌	北留萌消防組合	S48. 4. 1	羽幌町	苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町、幌延町	6 町村
	留萌消防組合	S49. 4. 1	留萌市	留萌市、小平町	2 市町
宗谷	稚内地区消防事務組合	S48. 4. 1	稚内市	稚内市、猿払村、豊富町	3 市町村
	利尻礼文消防事務組合	S48. 4. 1	利尻町	礼文町、利尻町、利尻富士町	3 町
	南宗谷消防組合	S48. 4. 1	枝幸町	浜頓別町、中頓別町、枝幸町	3 町
オホーツク	網走地区消防組合	S46. 10. 25	網走市	網走市、大空町	2 市町
	北見地区消防組合	S47. 4. 1	北見市	北見市、訓子府町、置戸町	3 市町
	紋別地区消防組合	S48. 4. 1	紋別市	紋別市、滝上町、興部町、西興部村、雄武町	5 市町村
	遠軽地区広域組合	S59. 4. 1	遠軽町	佐呂間町、遠軽町、湧別町	3 町
	美幌・津別広域事務組合	H3. 4. 1	美幌町	美幌町、津別町	2 町
	斜里地区消防組合	S48. 3. 17	斜里町	斜里町、清里町、小清水町	3 町
十勝	とかち広域消防局	H28. 4. 1	帯広市	帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町	19 市町村

振興局名	組合の名称	設立年月日	消防本部所在地	構成する地方公共団体	
釧路	釧路北部消防事務組合	S48. 4. 1	弟子屈町	標茶町、弟子屈町、鶴居村	3 町村
	釧路東部消防組合	S49. 4. 1	厚岸町	釧路町、厚岸町、浜中町	3 町
根室	根室北部消防事務組合	S47. 4. 11	中標津町	別海町、中標津町、標津町、羅臼町	4 町
合 計		3 6 組合	1 5 4 市町村(1 8 市 1 2 1 町 1 5 村)		

(注) 渡島西部広域事務組合は、渡島西部消防事務組合(45.10.1 設置)を昭和57年4月1日に、遠軽地区広域組合は、遠軽地区消防事務組合(46.10.1 設置)を昭和59年4月1日に、池北三町行政事務組合は、池北三町消防事務組合(46.4.1 設置)を昭和62年4月1日に、檜山広域行政組合は、檜山広域消防組合(49.4.1 設置)を平成2年7月1日に、美幌・津別消防事務組合(46.10.1 設置)を平成3年4月1日に複合組合として改組した。

また、消防機関の広域再編に伴い、上川南部消防事務組合と富良野地区消防組合が、平成21年4月1日に新たに富良野広域連合として設立、上川中部消防組合が平成26年3月31日に解散し、平成26年4月1日から上川町と鷹栖町が旭川市消防本部に消防事務の委託を始め、当麻町と愛別町、比布町の3町は大雪消防組合として設立、帯広市、西十勝消防組合(44.4.1 設置)、北十勝消防事務組合(45.4.1 設置)、東十勝消防事務組合(46.4.1 設置)、池北三町行政事務組合(46.4.1 設置)、南十勝消防事務組合(46.4.1 設置)が平成28年4月1日に新たにとにかち広域消防局として設立された。

## (2) 消防の事務委託

地方自治法第252条の14の規定に基づき、平成17年10月11日に白糠町が釧路市に、平成26年4月1日に上川町と鷹栖町が旭川市に消防事務を委託している。

## (3) 相互応援

火災その他の災害が市町村の境界付近に発生したり、複数市町村にわたって発生したり、あるいは一市町村の区域にとどまる災害でも大規模なものや特殊な態様のものが発生した場合、消防組織法第39条の規定に基づき相互応援が行われている。

道内においては、陸上、航空を含めた全道統一の「北海道広域消防相互応援協定」が締結され、平成3年4月1日から運用されている。